

京都市上下水道企業管理規程第12号

京都市水道事業条例施行規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市水道事業条例施行規程等の一部を改正する規程

京都市水道事業条例施行規程等の一部を次のように改正する。

(京都市水道事業条例施行規程の一部改正)

第1条 京都市水道事業条例施行規程の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

第13条第1項第1号中「もの」を「者」に改める。

別表第3，別表第4，別表第5及び別表第6中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改める。

(京都市指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第2条 京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「京都市上下水道事業管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

第8条第8号中「大であるとき」を「大きいと認められるとき」に改める。

第11条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

様式第1から様式第11中「京都市上下水道事業管理者」を「京都市公営企業管

理者上下水道局長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)